

愛川町監査委員公表第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年11月5日

愛川町監査委員 馬場 正行

愛川町監査委員 山中 正樹

1 監査の種類

定期監査（法第199条第1項及び第4項による監査）

2 監査の実施期間

令和2年10月27日から11月4日まで

3 監査の対象及び方法

環境経済部環境課、農政課、商工観光課並びに農業委員会事務局、消防本部、危機管理室所管の令和2年度予算の執行等財務に関する事務並びに分掌事務、職員の配置状況、重点事業計画とその進捗状況及び実績、負担金、交付金、使用料等の取扱い、公有財産の増減、行政財産の目的外使用の執行等（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）について抽出により監査し、併せて現地調査を実施した

4 監査の手続き

愛川町監査基準（令和2年愛川町監査委員告示第1号）及び令和2年度監査等年間計画等による

5 監査の結果

環境経済部環境課、農政課、商工観光課並びに農業委員会事務局、消防本部、危機管理室

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

6 意見

（1） 美化プラントごみ処理事業補償金・金田地区ごみ処理事業補償金・し尿処理事業補償金について（環境課）

補償金とは、地方公共団体の適法な活動によって与えた損失もしくは与える恐れのある損失を償うための支出であり、補償すべき対象とその内容、補償額の積算根拠等の明確性が必須であると考えます。

これを踏まえ、補償金の支出について確認してみると、それぞれの補償すべき対象やその範囲が判然としておらず、金額の積算根拠等も不明瞭であり、補償金として支出することの正当性、妥当性が確保されているものとは言えないと考えます。

令和2年度から補償金額を減額するなど、地元協議に大変御苦労されて

いることは重々承知しているが、改めて双方においてこれら課題を認識され、予算科目の見直しを含め、支出の在り方を検討願う。

(2) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金について（環境課）

町は、中津川の悠久の流れに臨む豊かな自然環境を保全するため、生活排水処理率向上の数値目標を定めた「生活排水処理基本計画」を策定し適切な生活排水処理の推進に努めている。

本補助事業は、公共水域の水質汚濁防止と計画に定める数値目標達成のため、既存の単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽へ転換を図る場合、これにかかる経費の一部を補助するもので、令和2年度からは、浄化槽の転換に伴う宅内配管工事費も補助対象とするなど補助制度の拡充を図っている。

本事業を計画的に推進するには、町内に存する単独処理浄化槽などの実数把握は不可欠と考え担当課に確認したところ、把握はしておらず、推計値などを基に、事業の進捗管理をしているとのことであった。

実数把握は「生活排水処理基本計画」の進捗管理はもとより、町衛生プラントの計画的な維持管理にも有効活用できるものと考え。「浄化槽法の一部を改正する法律」の施行により、都道府県が台帳整備義務を負ったことで今後その実数は把握できると推察するものの、県の動向を注視するに留まらず、主体的に連携し早期の実数把握に努めていただきたい。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策中小企業・個人事業者支援金について（商工観光課）

新型コロナウイルス感染症対策として、経営の悪化などの影響を受けた中小企業・個人事業者に対し給付した支援金の申請に係る書類について確認したところ、收受印のない確定申告書の写しや手書きの売上書、個人事業者についてその業態が不明であるもの等、要綱に規定する要件を満たしているか否か、判然としない添付書類が見受けられた。

経営困難な状況にある事業者の元へいち早く支援金を支給する必要があるものの、給付後において申請書の内容の正当性を再確認し、必要な場合には添付書類を修正させるなどの対応を図ることによって、不正受給のリスクが低減されるものと考えるので、検討願う。

また、不正受給が判明した場合には、申請書の誓約・同意事項に基づき返還請求するなど、必要な対応を願う。

(4) 認定農業者数増加に向けた取り組みについて（農政課）

認定農業者育成については、町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の中で、国の支援策や県の新規就農関連事業を効率的に活用しながら、認定農業者につながる青年等就農者の確保と育成に努めていくこ

とが示されている。

今後「人・農地プラン」の実質化に向けて、地域の現状を把握の上、認定農業者数増加に向けた具体的な取組を推進されたい。

(5) 人・農地プラン基礎資料整備業務委託料について（農政課）

既存の「人・農地プラン」の実質化を図るため、当初予算として基礎資料整備業務委託料 480 万円を全額特定財源として計上していたが、県補助金額が急遽上限 100 万円とされたことから、委託する予定だった業務を精査し、農政課において基礎資料となるアンケート調査を行ったとのことであった。

本プランの実質化は、本町における対象地域の農業の将来を見据え、認定農業者や新規就農者による農地の流動化、集約化を進める方向性を示すものである。こうしたことから、特定財源の減額にとられることなく、委託をはじめとする必要な業務について効率的に予算執行し、望ましい基礎資料の作成と当初期待している成果物の実現化につなげることを望む。

(6) あいかわ準農家制度について（農業委員会事務局）

この制度は、これまで原則農業者や一定の農業研修を受けた新規就農者に限り農地の借り受けができたものを、生きがいや趣味として耕作を希望する方であっても、一定の要件を備え町が認定した場合には農地の借り受けを可能としたものである。

令和元年7月の制度運用開始以来、32名を認定し、耕作経験により借り受け可能な農地の面積は異なるものの、着実に農地の有効利用が図られ、遊休荒廃農地解消に有効に作用しているとのことであった。

近年、全国的にも農業の担い手不足は深刻化しており、本町においても例外ではない。この制度により認定された方々の将来的な意向を尊重し、町農政課と連携し、持続的な農業の担い手育成・確保のためのプロセスとして発展させることについて今後検討されたい。

(7) 消防団装備品の充実強化整備事業について（消防本部）

この事業は、東日本大震災の教訓を踏まえ平成26年に改正された「消防団の装備の基準」に基づいて、消防団の装備品の充実強化を図るものである。令和2年度は国補助金を活用し、トランシーバー30台、防塵メガネ45個、チェーンソー3台などを購入したとのことだが、消防団の装備品の整備計画は定められていない。

国の基準には、装備すべき数量を指定している器具のほか、項目によっては「必要と認められる器具」とだけ示されている。今後、町内の各消防団と十分に協議し、必要な器具とその数量把握に努め、町独自の整備方針と購入計画を立て、早期の整備を図ることを求める。

(8) 複合災害に備えた避難所開設訓練について（危機管理室）

本訓練は、新型コロナウイルスなどの感染症の蔓延に加え、台風や大規模地震などの自然災害が重なる複合災害が発生した場合に備えるもので、町内の各自治会で組織される自主防災組織に協力を要請し、行われているものである。

訓練後は、参加者が感じた課題や課題解決のための話し合いの場を設けるなど、訓練参加者の共通認識を深めたほか、今後町内の自主防災組織間における情報の共有化を図りたいとのことであった。

訓練を通じ、自主防災組織間の防災力には熟練度の違いも見受けられたとのことなので、この練度の違いをケアする方策の検討や地域性に配慮した訓練の実施など、引き続き町全体の防災力の底上げを図ることができるよう努めていただきたい。

(9) 時間外勤務命令票について

（監査の対象を含む町への意見／総務部総務課）

監査対象各課等の「時間外勤務命令票」を確認したところ、事務内容記載欄に「予算執行事務」、「新型コロナウイルス対応」といった具体性に欠ける事務内容が記載されており、その命令票からは、個々の職員の勤務内容や勤務時間が正確に把握できなかった。

時間外勤務命令は、個々に対する職務命令であることから、この様式は個人の担当する事務量を推し量るだけでなく、課等の所管する事務量に見合う人員が適正に配置されているかを検討する材料となり得ると考える。

総務部総務課においては、組織全体の課題として捉え、引き続き必要な検討を求める。